

平成 20 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 20 年 7 月 15 日(火) 午前 9 時から午前 10 時 45 分

場 所：太子町役場 委員会室

太子町総務部 企画政策課

平成 20 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 20 年 7 月 15 日(火)  
場 所 太子町役場 2 階 委員会室  
開 会 午前 9 時  
閉 会 午前 10 時 45 分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 確認事項

太子町表彰条例施行規則取扱内規について

4. 報告

第 5 次太子町総合計画の策定状況について

5. 委員の出席者・欠席者

出席委員：朝生 一郎 佐々木 隆彦 井口 宏幸 廣橋 弘毅 土田 忠良  
鳥井 文博 八幡 千鶴子 古賀 弘一 千古 佳樹 飯田 慶子  
欠席委員：藤室 義春

6. 町出席者

町長 首藤 正弘 総務部長 佐々木 正人  
事務局及び説明員  
企画政策課長 大西 あけみ 係長 山本 紀弘 主査 池田 誠

7. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

## 1. 開 会

### 2. 町長あいさつ

皆さんおはようございます。

暑い中、そして早朝より審議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、何かとご多用中、ご出席いただきましたこと厚くお礼申し上げます。

平素は、皆様方には、太子町行政執行において多分なるご協力を頂いていますこと重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、そうした中、皆様方既にご存知だろうと思いますが、太子町美原台にご在住で今、早稲田大学の四回生の竹澤健介さんが8月8日から開催されます北京オリンピックのおそらく、10000mと5000mの2種目に出場されるのではなかろうかとのように思っております。みなさん、温かい声援を送っていただき、竹澤選手におかれましても、素晴らしい記録を出されて、上位入賞を目指していただきたいとこのように思っております。どうかそのような事も併せてよろしくお願いいいたします。

そして、本日、ご審議いただきますのは、第一点目は、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定を頂きたいということで、今回は、8名の皆様方を推薦させていただいております。

内訳につきましては、町議会議員として永年にわたり活躍されました3名の方々を自治功労賞に、また、民生委員・児童委員として永年にわたり活躍されました4名の方々を社会功労賞に、さらに、文化協会の役員として永年にわたり活躍されました1名の方を文化功労賞に推薦させていただいておりますので、どうか原案どおり承認いただきますようによろしくお願いいいたします。

また、二点目は、確認事項として「太子町表彰条例施行規則取扱内規」の解釈についてでございます。

平成18年4月に、スポーツ功労賞の表彰範囲で条文の追加をさせていただきましたが、それに伴う案件が発生いたしておりますので、改めて委員の皆様方に取扱内規の解釈の統一の見解を図っていただきたいと考えています。

最後に、報告事項として、第5次太子町総合計画の策定状況についてでございます。現在、第4次太子町総合計画に基づいて、まちづくりの展開を図っていますが、第4次太子町総合計画も平成22年3月で計画が終了いたすところでございます。

そののち、平成22年4月からの第5次太子町総合計画の策定を今現在、町職員の手作りで取り組んでいるところです。

当委員会の担当事務にも、基本構想また基本計画の策定におけます調査、審議等を行うことになっていきますので、委員の皆様にお知恵をおかりしたいと思っております。本日は、それに先駆けて、第5次太子町総合計画の策定概要と策定状況を報告させていただくことになっていきます。

詳細な内容等につきましては、後ほど事務局より説明させますので、ご意見・ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。誠に簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいいたします。

### 3. まちづくり審議会について

審議会委員の紹介

学識経験のある方として、  
朝生 一郎(あさお いちろう)様 佐々木 隆彦(ささき たかひこ)様  
井口 宏幸(いぐち ひろゆき)様 飯田 慶子(いいだ けいこ)様

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、  
太子町教育委員会から廣橋 弘毅(ひろはし こうき)様 太子町農業委員会から土  
田 忠良(つちだ ただよし)様

各種団体から推薦いただいた方として、  
太子町連合自治会から鳥井 文博(とりい ふみひろ)様 太子町婦人会から八幡  
千鶴子(やはた ちづこ)様 太子町商工会から藤室 義晴(ふじむろ よしはる)様

公募により選出いたしました方として、  
古賀 弘一(こが こういち)様 千古 佳樹(せんこ よしき)様

以上 11 名の皆様です。皆様には、平成 22 年 3 月 31 日までの任期。

#### 事務局関係の紹介

町長 首藤 正弘、総務部長 佐々木、担当の企画政策課係長 山本  
企画政策課長 大西。

#### 担当事務の説明

審議会資料の 17P に掲載。

「太子町まちづくり審議会条例」の第 2 条。

基本構想及び基本計画の策定に関すること。

土地利用計画の策定に関すること。

土地利用の適正化に関すること。

太子町表彰条例施行規則(平成元年規則第 13 号)第 5 条の規定に基づく被表彰者の  
決定に関すること。

その他町の将来像、景観整備等まちづくりに関して必要と認める事項の 5 項目を担  
任することとなります。

本日の案件につきましては、 の基本構想及び基本計画の進行状況の報告 太子町表  
彰の決定に関する 2 点となります。

#### 4. 会長選出

事務局：次に、会長の選出をお願いいたします。

会長の選出は、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

古賀委員：事務局一任

事務局：ただ今、古賀委員様から事務局一任の発言がありました。事務局より会長を指  
名させていただいてよろしいでしょうか。

委員：異議なし

事務局：ありがとうございます。

ご異議がないようですので、事務局より会長を指名させていただきます。  
それでは、会長には、廣橋 弘毅委員をご指名させていただきたいと思っています。

廣橋委員におかれましては、前期も会長職をお願いしておりますが、教育委員や自治会長等、多方面でご活躍され、高いご見識をお持ちでありますので、会長に廣橋 弘毅委員を選出することにご異議ございませんか。

委員：異議なし。（拍手）

事務局：ご異議がないようですので、会長に廣橋 弘毅委員を選出することに決定いたしました。

事務局：ただ今、会長に選出されました廣橋委員におかれましては、太子町まちづくり審議会条例第6条第1項に基づきまして、会議の議長を務めていただきますので、議長席にお座りください。

それでは、廣橋会長からごあいさつをいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいいたします。

## 5. 会長あいさつ

ただ今、皆様のご賛同を得まして、会長を務めることになりました廣橋 弘毅でございます。

本日の会議の議長を務めさせていただきます。

会議の冒頭に事務局が説明申し上げましたが、審議いただく事項といたしましては、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定案件、それから確認事項として、太子町表彰条例施行規則取扱内規の確認をしていただきたい。そして、報告事項といたしまして、第5次太子町総合計画の策定状況についての説明がございます。

皆さんにおかれましては、慎重にご審議をお願いしたいと思います。

## 6. 議事録署名委員の指名

まず、最初に議事録署名委員を指名いたします。

太子町まちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名させていただきます。

議事録署名委員には、佐々木 隆彦委員と井口 宏幸委員の両氏を指名させていただきます。

お二人の委員の方々には、後日、事務局がまとめまして、議事録に署名のお願いにお伺いしますのでよろしくお願いいいたします。

## 7. 諮問事項

諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について  
(平成20年7月15日 太企画第285号の2)

自治功労賞 橘 幸孝、佐野 芳彦、首藤 亨

社会功労賞 岩本 和子、森川 ちか子、岡田 喜之、井手 那美子

文化功労賞 山本 多美子

8. 審議

諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

(橋幸孝氏功績内容)

系井在住の橋 幸孝さんは、昭和62年4月から平成19年4月までの5期20年の永きにわたり町議会議員として、豊富な知識・経験を生かして、町の振興発展に大きく貢献されました。また、太子町議会副議長としても1年間歴任されました。

この度の表彰は、「自治功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第2条 第1号 イの「町議会議員の職にあって、12年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

(佐野芳彦氏功績内容)

老原在住の佐野芳彦さんは、平成7年4月から平成19年4月までの3期12年の永きにわたり町議会議員として、豊富な知識・経験を生かして、町の振興発展に大きく貢献されました。また、太子町議会議員・太子町議会副議長を各々1年間歴任されました。

この度の表彰は、「自治功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第2条 第1号 イの「町議会議員の職にあって、12年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

なお、佐野さんにおかれましては、7月27日の太子町議会議員補欠選挙に出馬予定でありますので、太子町議会議員に当選された場合は、太子町表彰条例第3条第2項の「在職年数を規準とするものにあつては、その者の在職中は行わない」とあります。この条文に該当するため、任期満了まで表彰決定については保留したいと考えます。満了後、当審議会では諮問案件とせず、報告形式とさせていただきたいと思っておりますので併せて審議をお願いします。

(首藤亨氏功績内容)

福地在住の首藤亨さんは、平成7年4月から平成19年4月までの3期12年の永きにわたり町議会議員として、豊富な知識・経験を生かして、町の振興発展に大きく貢献されました。また、太子町議会副議長も1年間歴任されました。

この度の表彰は、「自治功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第2条 第1号 イの「町議会議員の職にあって、12年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

(岩本和子氏功績内容)

塚森在住の岩本和子さんは、昭和55年12月から平成19年11月までの27年の永きにわたり民生委員・児童委員として、地域福祉の向上に貢献されました。

また、町民生委員児童委員協議会では、子育てネットワークづくりの推進等子育て支援の推進に尽力されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第2条 第2号 イの「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあって、15年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

(森川ちか子氏功績内容)

上太田在住の森川ちか子さんは、昭和 61 年 12 月から平成 19 年 11 月までの 21 年の永きにわたり民生委員・児童委員として、地域福祉の向上に貢献されました。

また、町民生委員児童委員協議会副会長としても、6 年間歴任されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 2 号 イの「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあって、15 年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

(岡田喜之氏功績内容)

原在住の岡田喜之さんは、平成 4 年 12 月から平成 19 年 11 月までの 15 年の永きにわたり民生委員・児童委員として、地域福祉の向上に貢献されました。また、町民生委員児童委員協議会会長・町民生委員児童委員協議会副会長を各々 3 年間、歴任されました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 2 号 イの「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあって、15 年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

(井手那美子氏功績内容)

船代在住の井手那美子さんは、平成 4 年 12 月から平成 19 年 11 月までの 15 年の永きにわたり民生委員・児童委員として、地域福祉の向上に貢献されました。

また、町民生委員児童委員協議会では、高齢者部会の副部長を務め、高齢者福祉の推進に尽力されました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 2 号 イの「国及び町の業務を補完する民生・児童委員の職にあって、15 年以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。なお、那美子さんの字は、那は資料 12P の字体が正しいのですが、パソコン上該当の字体がありませんのでこのようにしていますが、表彰では正式な字体にさせていただきます。

(山本多美子氏功績内容)

佐用岡在住の山本多美子さんは、昭和 54 年 3 月の太子町文化協会発足時から理事として就任してから 27 年間の永きにわたり、町の伝統文化育成と継承に努められました。特に、山本さんは、太子町茶華道会で町内にある茶華道各種流派会員数約 260 名を一つにまとめられ、また、永年地域での茶会等の計画立案に努められ、近年においては、子供茶華道の育成指導にあたられています。

町文化協会では、副会長として 6 年間努められました。現在は、町文化協会相談役としてもご活躍されています。相談役としての位置づけは、町文化協会会長経験者は、顧問として、町文化協会副会長経験者は、相談役として協会の名誉職に位置づけられています。

その他、地域活動多数。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 5 号 イの「指導者として文化の振興に努め、その功績が顕著な者」に適用要件を十分に満たされています。

以上、8名の功績等概要説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

参考ですが、平成2年度から太子町表彰条例を制定しまして、現在、全体で104名の受賞の方々がいらっしゃいますが、内訳として、自治功労賞が15名、社会功労賞が29名、産業功労賞が13名、教育功労賞が7名、文化功労賞が7名、スポーツ功労賞が31名、たちばな賞が1団体、ひまわり賞が1名の内訳となっています。

古賀委員：参考までに、自治功労賞として、議員さんの中で、要件を満たされていて受賞されていない方はございますでしょうか。

事務局：表彰年数を満たして、辞退された方はいらっしゃいません。

議員の任期を満了されて、議員復帰されるまでの間に表彰した方はいらっしゃいます。辞退された方はおられません。

古賀委員：もう一点、表彰を受けて、議員さんを一旦止められて、また、間をあいて議員さんになられたら表彰はどうなるのか。

事務局：一度表彰させて頂くと2回目はございません。一度限りの表彰となります。15年間勤め、辞められて表彰をお渡しして、再度、15年間、勤められても一回限りとなります。

古賀委員：一回いただいたらそのままということですか。

事務局：はい。そのとおりです。

井口委員：表彰が決まりましたら、表彰時期はいつ頃になりますでしょうか。

事務局：来年の1月5日新年交礼会にお渡しすることになります。

但し、スポーツ功労賞につきましては、その年の体育大会でお渡しするようになります。

会長：他に、ご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

佐々木委員：今回、自治功労等の申請が出てきていますが、後、教育功労等の推薦はなかったのですか。

事務局：毎年4月1日が基準日になっています。各課、各種団体の方に照会させていただいています。そこで、推薦が挙がってきた方々を提示させていただいています。これ以外の方はないと把握させていただいています。

会長：それでは、皆さんにお諮りいたします。

諮問第1号の「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

なお、佐野 芳彦氏の件については、来る、太子町議会議員補欠選挙に立候補される予定でありますので、太子町議会議員に当選された場合は、任期満了まで保留することといたします。それでよろしいか。

委員：異議なし。

会長：ご異議がないようですので、諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。

ここで、事務局から諮問第1号関係で今後の日程のご説明があります。

事務局：ただ今、諮問第1号の太子町表彰条例に基づきます被表彰者の決定について、承認をいただきましたので、9月に開催されます太子町議会定例会に議案とし



て提出いたします。議会の承認を得て表彰を行います。

先ほどのご質問にもありましたが、表彰の時期につきましては、平成 21 年の新年交礼会の席上にて執り行います。

委員の皆様のご協力によりまして、被表彰者の審議は滞りなく議了することが出来ました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。よろしいでしょうか。

会長：ここで暫時休憩とさせていただきます。

## 9. 答 申

諮問第 1 号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

(会長から町長へ答申)

諮問のあったことについては、全員について適当と認めます。

自治功労賞 橋 幸孝、佐野 芳彦、首藤 亨

社会功労賞 岩本 和子、森川 ちか子、岡田 喜之、井手 那美子

文化功労賞 山本 多美子

なお、佐野芳彦氏については、来る行われます、太子町議会議員補欠選挙に当選された場合は、任期満了まで保留とさせていただきます。

## 10. 確認事項

太子町表彰条例施行規則取扱内規について

「太子町表彰条例施行規則取扱内規」の第 5 項の解釈  
(条文)

「テレビ・新聞等のマスメディアでその活動が報じられるなど社会的評価が高く、町民の誇りとなるもの」が平成 18 年 4 月 1 日から施行された。

(見直し経緯)

太子町表彰条例に基づく各種功労者表彰の中で、スポーツ功労賞の受賞者が、制度発足(平成 2 年)から当時、101 人の受賞者のうち 31 人と非常に多く、ここ数年は、半数程度がスポーツ功労賞であり、諮問機関である「まちづくり審議会」からも受賞基準が他(社会功労賞、自治功労賞等)と比べて甘いのではとの指摘を受けております。

スポーツの全国大会は、多種多様であり、大会、種目の社会的評価も千差万別であり、その功績に優劣があることも事実です。〈以上のことが主な改正理由〉

(改正内容)

規則において、「全国大会に出場し優秀な成績を収めた者」を「全国大会に出場し優秀な成績を収め、その功績が顕著な者」に改め、内規において「その功績が顕著な者」の基準を、「テレビ、新聞等のマスメディアでその活動が報じられるなど社会的評価が高く、町民の誇りとなるもの」として追加しています。

抽象的な表現ですが、この規定により、全国大会で優秀な成績を収めた方でも、社

会的にその評価が高いもの、言い換えれば、社会的に認知されたスポーツの大会、種目で活躍され、その方が太子町出身者であることが町民の誇りに思う方のみが該当となります。個々の具体的な判断は、時とともに変化すると思いますので、その都度、社会的評価、住民の認知度、対象者の年齢、今後の活躍等を総合的に考慮して決定すればと良いと考えております。

(結論)

そう言った意味で、「社会的評価が高く、町民の誇りとなるもの」とは、オリンピックや世界大会に出場した場合等に限られるのではないかと解釈しています。

【 事案については、略 】

会 長：従来から関わっておられる委員の方については、ご承知のとおり、スポーツ功労賞の数が多く出すぎるために、スポーツの奨励はしたいが本来の表彰規定に定められていることから離れていっているのではないかと会議の度に意見が出されていた。平成 18 年に内規が設けられて、より厳密な表彰規定になった。今回、事案にあったことを適用すると無理があると思います。スポーツ功労賞に該当扱いにはできないという提案です。

皆さんには、内規が追加になった経緯を勘案して、ご判断いただきたい。

鳥井委員：全国大会は、色々な大会がある、小学生の小さい時に表彰するのではなく、社会功労のように地域に貢献しながら、もっと大きくなってからでもいいのではないか。

表彰を受けるためにスポーツをする訳でない。

事務局：平成 18 年施行前の従来スポーツ功労賞に該当する件数は、6 件あり、その方々との公平を考えても難しいと考えます。

参考ですが、姫路市においては、「姫路市表彰」を設置されており、太子町表彰と同じでスポーツ功労賞があります。スポーツ功労賞の該当者は、指導者や会長さんを対象に、年数を超えられたら姫路市表彰のスポーツ功労賞に該当いたします。今回のような現役選手に対しての最高の表彰は、「姫路市スポーツ表彰」となります。内容は、姫路市スポーツ大賞と姫路市スポーツ賞があり、毎年表彰をされて、新聞等にも掲載されて選手の励みになっている。太子町の場合は、体育館が事務局で、「太子町振興賞」という賞があります。町体育大会時に県で優勝されたら、毎年表彰されています。出来れば、スポーツの場合

このような事案が毎年出てくる可能性がありますので、事務局としては、スポーツでの現役選手の表彰については、姫路市のようなスポーツ表彰を太子町スポーツ表彰として別途に設置させていただいて、「太子町表彰」ではなく、体育館が事務局となる体育協会での表彰に変えていくという検討をさせていただき、太子町表彰のスポーツ功労賞については、指導者とか会長さんを対象にさせていただいて、他の自治会の関係や議会の関係等と同じ基準にさせていただきたいと思います。今年度に素案を作り、来年度に向けて表彰が出来ないかなと思っています。

会 長：平成元年に素案づくりを始めて、色々な社会情勢の変化等、想定していない問題が発生して、内規で補っても、補え切れない問題が発生すると思います。

そこで事務局の提案がありました。姫路市のように、市表彰からスポーツを切り離して、スポーツ振興の意味も大事な側面を持っていますので、スポーツだけに限って、別途表彰要綱を作っていけばと提案されています。委員の皆さんにご意見を伺って、賛同を得られれば、原案を作っていただいて制度化すると、こういった運びにしたいという提案でございます。いかがでしょうか。

委員：異議なし。

会長：それでは、確認いたします。

太子町表彰条例施行規則取扱内規についての確認事項は、委員皆様の統一見解が図れましたと理解させていただきました。今後におきまして、事務局で説明がありましたように、現役選手を対象としたスポーツ表彰要綱等の策定をしていただきまして、皆様にまた、検討していただくということで、この問題は終わらせていただいてよろしいでしょうか。

委員：異議なし

## 11. 報告

### 第5次太子町総合計画の策定状況について

#### 概要説明

事務局：太子町まちづくり審議会の条例による担当事務であります、町の基本構想及び基本計画の策定に関する説明をさせていただきます。

現行の総合計画は、平成22年3月までを計画期間としたものです。平成22年4月以降の総合計画、第5次総合計画の策定事務を現在進めておりまして、今後、当審議会において原案をご審議いただくこととなります。

総合計画とは、町政、まちづくりについて、長期的なビジョンの中で、どのようにまちづくりを進めていくかという点を10年ぐらいのスパンで定めるものであります。

現在の総合計画の計画書は100ページを超えるものですが、大きく分けて二つの区分に分かれます。「基本構想」部分が1ページから38ページまで、「基本計画」部分が39ページ以降でして、この基本構想と基本計画が組み合わさりまして、町の総合計画、10年間のまちづくりのビジョンを定める計画を構成しております。総合計画そのものをご説明するために、まず現在の第4次総合計画がどういったまちづくりビジョンをうたっているかという点から説明させていただきます。

3ページをお開きください。第1章では「まちづくりの課題」という章があります。総合計画を作るにあたりまして、まず策定する時点での本町を取り巻く現状を認識し、今後取り組むべき課題を抽出、整理する必要があります。現計画においても、本章でまちづくりの課題を整理しております。

その内容ですが、3ページ以降は総論部分でありまして、太子町の歴史、21世紀の社会展望を整理しております。21世紀の社会展望では、文化創造・地球共生・人口減少、高度情報等を挙げています。また町の総合計画は、国ないし県が行っている行政関係の仕事と相反するものであってはいけません。そこで上位計画との整合性についても整理しております。

9 ページ以降に、太子町の今後の課題として、6 点の課題を整理いたしまして、12 ページの町のビジョン、「和のまち太子」の下、14 ページに 6 つの目指すべきまちの将来像を設定しております。6 つの将来像につきましては、先ほどの本町が抱える課題 6 つと対応したものとなっております。

基本構想で描いた将来ビジョンを実現するために具体的に何をするのか、例えば緑あふれるまちにするには、どういったように公園を整備するのか、健康でいきいきと暮らせるまちを作るためには、どういった福祉の事業をするのか。そのような具体的な施策を打ち出すのが 39 ページ以降の「基本計画」となります。

例えば、41 ページを開けていただけますでしょうか。健康でいきいきと暮らせるまちを作っていこうというビジョンを立てた際に、それに向かって具体的にどういった施策、事業をしていくかということ、41 ページ以降、(1)自主的な健康づくりの支援 健康意識の高揚、という体系の中、健康教育の充実とか健康づくり事業の推進等、具体的な事業を掲げております。この部分が基本計画です。

現在の計画は、平成 12 年から平成 22 年までを計画期間とするものですが、平成 12 年に今の総合計画を策定した当時から、社会情勢も大きく変わっております。例えば少子高齢化社会は一層進展し、「少子・超高齢社会」時代が到来しようとしていますし、情報通信の世界ではパソコン・携帯電話の普及、また防犯面では子どもを狙った犯罪が増加しているなど、我が国をめぐる状況もあらゆる分野で変化しています。新しい総合計画ではこれらの社会情勢の変化を反映し、時代に応じたものいたします。

続きまして、具体的にどういった流れで策定していくのかという点につきまして、ご説明させていただきます。策定期間ですが、平成 22 年 4 月からの計画ですので平成 22 年の 3 月までに完成させなければなりません。

この総合計画は、町議会での議決を得なければなりません。町議会の議決を受けるために逆算いたしまして、スケジュールを決めています。事務局といたしましては、2 年間の策定期間があるわけですが、この 2 年間の時期を大きく 4 つに分けて考えております。

第 1 の時期ですが、既に始まっていますが、平成 20 年 3 月から平成 20 年 9 月までを、本町を取り巻く現状を認識し、課題を整理する時期と考えています。既にご承知の方がいらっしゃるかと思いますが、現在、本町では、全世帯の方を対象にアンケートをお願いしているところでございます。

現在、いくらかの回答をいただいているところですが、アンケートをいただくことによって、住民の方が太子町の将来に対してどのようなイメージ、どういった町の将来像が望ましいと考えられているのか、そのようなことを把握してまいります。また、現在の総合計画に掲げている内容が達成できたか、できていないか、できていなければ、第 5 次総合計画を策定にあたってどのように結びつけていくのか、役場内部で考えている積み残した課題というものも、8 月以降フォローアップ調査でヒアリングをしまして、町の積み残した課題というものを整理したいと考えています。

また、本町の地域特性を把握し、本町独自の課題は何なのかという点も把握しなくてはなりません。例えば、本町は西播磨 4 市 3 町の中で唯一人口が増えて

いる町であります。人口が増えているということは、若い子育て世帯が増えているわけで、児童福祉・教育等子育てに係る部分を充実していかなければならない、と言えると思います。或いは、国道 179 号などの道路交通網が発達していますが、裏を返せば交通安全対策はどうなっているのか等、本町独自の課題を整理していく必要があります。以上のような課題の抽出を平成 20 年 9 月までに行います。

第 2 の時期といたしまして、来年の 2 月まで基本構想を策定いたします。

第 3 の時期といたしまして、来年の 9 月まで基本構想の素案に対しまして、具体的にどういった事業をしていくのか、具体の事業を整理・抽出していく基本計画を作ってもらいます。

最終的に来年の 9 月以降、再来年の 3 月までに、町で取りまとめた素案というものを広く町民の皆様或いは、まちづくり審議会、或いは町議会に提案させていただきまして、広くご意見を募り最終的に総合計画の完成型を作っていく、それが平成 21 年度の後半で第 4 の時期で考えております。

こういった 2 年間で総合計画を策定していく訳ですが、具体的にどこが主体的になって、どのような文書を作り、検討をし、作業を進めていくのかを説明させていただきます。

お手元の資料 2 ページ目をお開きください。これは新しく総合計画を策定していく体制図であります。先ほどスケジュールで 4 つの時期を申し上げましたが、素案を作成する段階は、基本的には庁内の総合計画策定委員会で素案を策定していこうと考えています。

(図面での説明のため:略)

委員会については、役場の内部には、現在 15 の課があります。その全ての課から係長職員、年齢で申しますと 30 歳後半から 40 歳代、つまり、第 5 次総合計画が計画期間にはいる 10 年後にあっても職員としている中堅職員を各課から 1 名ずつ募りまして策定委員会を組織いたしました。各課横断したプロジェクト組織である策定委員会において、総合計画課題の抽出、検討をし、文書の作成等を行ってまいります。

そして、策定委員会が作成した素案について、総括的に検討する組織として、総合計画策定幹事会を策定委員会の上部組織として設置し、町長以下役場の課長級までの幹部職員で構成し、必要に応じまして、策定委員会の策定する素案について、指示・修正或いは報告を求める等の調整を図ってまいります。

このようにして、庁内で作成していく訳ですが、今回の総合計画の策定にあたりまして、町民の方からのご意見を広く募っていきたいと考えています。

方法としましては、一点目として、「住民アンケート」ですが、これは既に実施しております。住民の皆様が考えている町の将来像、或いは、行政に求めているニーズを把握したいと考えています。二点目として、「まちづくりの集い」ですが、平成 18 年から行っている町政懇談会で、町長以下の幹部職員と各小学校区の自治会長が地区公民館等に集まりまして二時間程度、お互いに意見交換をする、その中で、地域が抱えている問題、住民の方が考えている課題等を町の方が意見を述べさせていただき、町政に参考させていただくような集いを一昨年から開催させていただいておりますが、今年度については自治会長に限らず、より多くの方から意見を募りまして総合計画の策定にいかしていきたい

と考えています。

三点目として、「商工会などの各種団体からの意見聴取」ですが、まちづくりの集いと並行して、各種団体の方々からご意見をいただきたいと考えています。4点目として、「パブリックコメント」ですが、これは、町が重要な計画とか条例を策定するときにその案というものを事前に町民の方に示させていただいてご意見をお聞きする制度です。この総合計画というのが太子町の今後の町政運営の基本的な計画になりますので、パブリックコメントを実施させていただいて、広く住民の方の意見を募りたいと考えています。これは、総合計画の素案がまとまった来年の9月以降になるとと思いますが、素案作成後にパブリックコメントを実施させていただきます。

続きまして、「小中学生からの作文、絵画等の募集」ですが、既に、小中学校に依頼しておりまして、将来の太子町を担う子供たちが今、町に対して将来どのような夢を持っているのか、それを絵とか作文で表現していただいて、そこで描かれた夢とかビジョンというものを総合計画の議論の中で生かしていきたいと考えました。頂いた絵・作文等は、総合計画を策定する資料とさせていただきますのと特に、優秀な作品につきましては、2年後に総合計画の冊子を作るのですが、その中に掲載させていただきたいと考えています。このような形で町民の方のご意見を頂きながら、来年の9月までに総合計画の素案を作成いたしまして、来年の9月以降にまちづくり審議会に諮問させていただきたいと考えています。しかしながら、来年の9月まで事務局で素案を作ってから皆様にお諮りするのではなくて、まちづくり審議会は、来年の9月までに幾度か開催される機会があるかと思っておりますので、その機会ごとにお時間を頂き、総合計画の策定経過を報告させていただきまして、ご意見をいただき纏めていきたいと考えています。

今後一年間、総合計画の策定につきまして、皆様方にご協力をよろしくお願いいたします。

会 長：ただ今の説明に際しまして、ご意見・質問等がありましたら承りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

古賀委員：今回はコンサルとかが入らないのですか。

事務局：入らないです。手作りと言えれば抽象的になりますが、町職員と町民の皆様にご意見をいただいて、手作りですうまくわかりやすい総合計画にしたいと考えています。

古賀委員：実施計画は、この審議会の諮問には関係ないのですか。

事務局：実施計画につきましては、基本計画で整備をされた検討事業につきまして、具体的に何年度に予算はいくらで事業をしていくというローリング計画になります。もちろん総合計画を構成する一部ではありますが、具体的には、予算等の査定をしまして基本計画に沿った形で実施計画を策定していきます。今回諮問させていただきましては、基本計画までとなります。

古賀委員：実施計画の審議は、具体的にはどこになりますか。

事務局：まちづくり審議会では審議いたしません。

古賀委員：まちづくり審議会ではなくて、議会ですか。

事務局：実施計画はどういったものが説明させていただきます。

(黒板にて、図式で説明)

平成 21 年度の実施計画を作成するのであれば、平成 21 年 2 月くらいに内部で  
予算査定と並行して実施計画を策定しています。

議会の方には、3 月以降に提出させていただいています。

古賀委員：町民の方には示されていないのですか。

事務局：町民の方には示していません。

古賀委員：この審議会では、基本構想と基本計画の策定に係ることが担任事務ですが、そ  
れ以外にも、現総合計画のフォローアップ結果も我々に報告していただきたい  
と思います。

事務局：報告させていただきます。

会長：他になにがございませんでしょうか。

鳥井委員：だいたい内容はわかりました。

ビジョンとか基本計画というのは、住民の意見を掌握して作りあげられると思  
うのですが、10 年間の長期構想を練った上、10 年は長いようだし、現在の流  
れの中で、10 年には色々な変化があると思います。具体的な施策であっても、  
長期的に計画されたものであっても、施策や事業をどんなふうに繋げていくの  
か、わからないのですが、予算とか人口等の変動が関わってくるのではないか  
と思う。4 次の時に作った計画書に対して、後 2 年ありますが、そのビジョン  
に対して現時点でチェックはされているのか。基本構想やビジョンは、基本理  
念があっても作っただけで、実際には繋がっているかどうか、関係ないとい  
うことでは意味がない。17 年までに下水道をやるということは第 4 次の時にき  
ちっと入っていましたが、その辺の全体の人口比は大分違うのではないかと  
思う。

事務局：おっしゃるとおりです。計画を作っていくにそれをフォローアップするの  
が大事だと考えています。

現在の体制で申しますと町の次年度の予算作成が 10 月から始まりますが、そ  
の一ヶ月前に実施計画の基になる案を作るヒアリングをしています。副町長、総  
務部長、各部長と担当課が集まりまして、その時に、今までの事業の達成度  
につきまして話を聞き、それを次年度の実施計画策定に生かす作業をしてい  
ます。それを更につめていく形として、行政評価制度を考えております。町が  
いろんな事業をしていますが、それにつきまして、具体の目標を掲げて、それ  
が一年間で出来たか出来なかったかのチェックの体制を整えたい。

強化する体制を整えたいということで、実は今年から全課試行的に取り掛かっ  
ているところです。

それを新しい総合計画とリンクさせまして、第 5 次総合計画が出来たとおりに  
行政評価という別の世界で動いている評価システムをその内容についてチェ  
ックする形につけたいと考えています。

現段階においても、実施計画でもヒアリングをし評価をしています。それか  
ら行政評価というより進んだ資料を使いまして評価をしたいと考えています。  
後、第 4 次の総合計画につきまして、フォローアップ調査はこれから総合計  
画の策定事務の中でさせていただきたいと考えています。

鳥井委員：会社でも長期短期の計画は、見直しをいつもしている。

そういう事からしますと、第 5 次総合計画ではビジョンとか基本理念とかは  
大きくかわらないと思うのですが。具体的な施策についてチェックをしながら、

見直しが必要なら見直すという施策を始めから入れておかなければならないと思う。絵に描いた餅になってしまう。第4次の中でどういようにやられたか反省をして、第5次の中では始めから入れておかなければならないと思う。

会 長：他に何かないでしょうか。

事 務 局：次回の審議会で総合計画の報告になるのですが、だいたいこの時期、表彰の審議に併せて、報告をさせていただきたいと考えています。

案件としてどうしてもお諮りするような事があればご通知をさせていただきたいと考えています。目処としては、来年のこの時期となります。

会 長：他に何かないでしょうか。

第5次太子町総合計画の策定については、本年度から来年度に向けて、長期にわたり計画策定されることとなります。

本町のまちづくりのビジョンや基本理念を総合的・長期的な視野にたって策定されるものであります。

町づくりの羅針盤となるものですから大変な作業かと思いますがどうぞよろしくお願いしたいと思います。

当審議会においても担当事務としてお手伝いさせていただくこととなります。それはスケジュールにも出ていますように、策定過程報告、基本構想等で私達の意見聴取されることが、あろうかと思しますので、その時はどうぞご協力をよろしくお願いいたします。

## 12. 閉 会

会 長：本当に今日は色々ご審議いただきましてありがとうございます。

それでは、平成20年度第1回太子町まちづくり審議会を閉会させていただきます。

皆様には、終始熱心なご審議をいただきまして誠に有難うございました。

事 務 局：廣橋議長の議事進行により、本日予定していました案件は、全て終了いたしました。

委員の皆様には、長い時間に亘りご審議を賜りありがとうございます。

また、総合計画の策定につきましては、色々貴重な意見をいただきありがとうございます。参考とさせていただきますして、総合計画の策定に取り組んでいきます。

意見の中にもありましたように、住民の皆さんへの公表、情報の開示ということが必要でありますので十分に審議をいたしまして、住民の皆さんに納得していただけるような計画づくりに取り組んでいきたいと思っています。

(竹澤健介選手北京オリンピック応援事業説明等：略)


本当に、皆様ご苦勞様でした。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。



平成 20 年 9 月 27 日

署名委員

佐々木隆彦 

井口 宏幸 